

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく

許可申請の手引

令和 7 年 4 月

岡崎市都市政策部建築指導課開発審査係

この手引は、岡崎市において宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく申請等手続きをする場合の取り扱いを示したものです。

本手引きに記載の法令等名は、次のとおり省略しています。

法　：宅地造成及び特定盛土等規制法

政令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行令

省令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

細則：岡崎市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

目 次

1	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の趣旨	・ 3
2	許可を要する工事	・ 4
3	許可を要しない工事	・ 7
4	工事の技術的基準及び設計者の資格	・ 10
4-1	宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準	・ 10
4-2	土石の堆積に関する工事の技術的基準	・ 11
4-3	資格を有する者の設計対象工事、設計者資格	・ 12
5	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請	・ 13
5-1	申請手続きの流れ	・ 13
5-2	許可申請書作成要領	・ 13
5-3	変更許可申請及び軽微な変更について	・ 22
5-4	擁壁等に関する工事及び公共施設用地の転用の届出作成要領	・ 23
5-5	規制区域の指定の際に施工中の工事の届出作成要領	・ 23
5-6	特定盛土等規制区域内における工事の届出作成要領	・ 24
5-7	標準処理期間	・ 27
5-8	許可等申請手数料	・ 28
6	許可後における留意事項、検査・定期報告	・ 29
6-1	許可後における留意事項	・ 29
6-2	検査・定期報告	・ 30
7	手続き一覧	・ 35
8	問い合わせ先	・ 37

1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の趣旨

「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」において、新規に行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、災害の防止のため必要な規制を行うための許可制度です。

本手引内の用語の定義は、下表のとおりです。

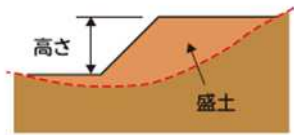
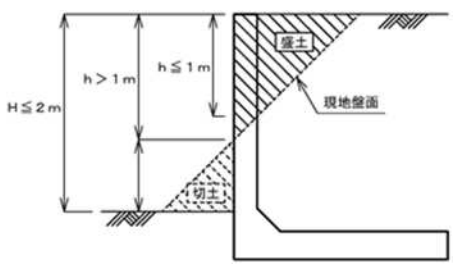
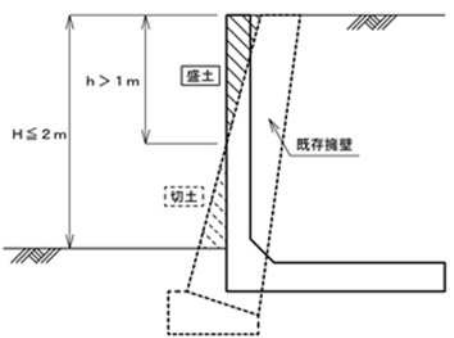
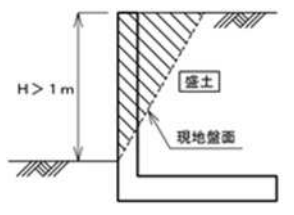
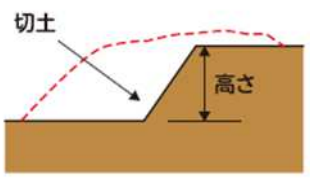
表1 用語の定義

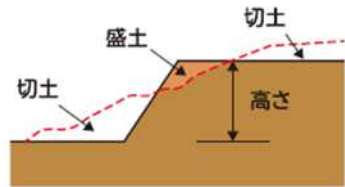
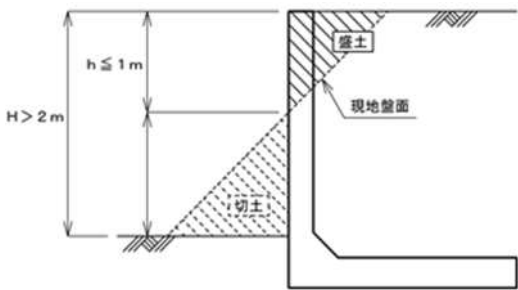
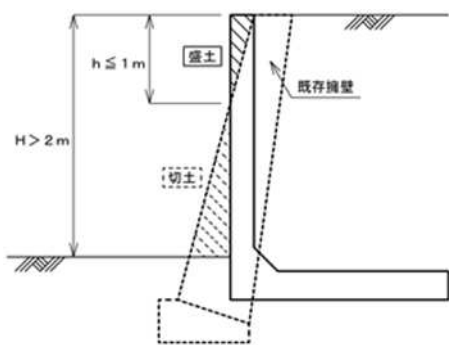
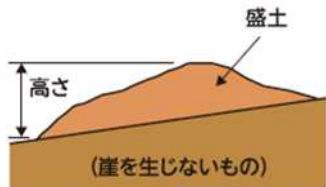
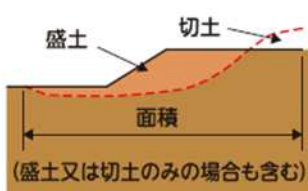
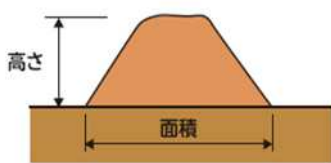
用語	定義
宅地	農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地
農地等	農地、採草放牧地及び森林
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいもの
土石の堆積	一定期間を経過した後に除却することを前提とした、土石を一時的に堆積する行為
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地（硬岩盤を除く。）
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留
崖面崩壊防止施設	擁壁以外の崖面の崩壊を防止するための施設で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるもので、鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設
工事主	宅地造成等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者
工事施行者	宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者

2 許可を要する工事

規制区域内において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で一定規模を超えるものとなります。

表2 許可を要する工事

行為	対象規模	
宅地造成又は特定盛土等 (法第2条、政令第3条)	① 盛土で、高さが1 mを超える崖を生ずるもの	
		
		
		
	② 切土で、高さが2 mを超える崖を生ずるもの	

	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2 mの崖を生ずるもの	  
	④ ①③に該当しない盛土で、高さが2 mを超えるもの	
	⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、高さ30 cmを超える土地の面積が500 m ² を超えるもの	
	⑥ 最大時の堆積高さが2 mを超え、かつ、面積が300 m ² を超えるもの	
	⑦ 最大時の堆積高さが30 cmを超える堆積の面積が500 m ² を超えるもの	
土石の堆積 (法第2条、政令第4条、省令第8条第1項第10号イ)		

○一体とみなされる造成行為について

別々の造成行為として計画された場合でも、以下①～④のうち1つでも該当があると、一体の造成行為とみなし、許可の要否を判断します。

- ① 事業者の同一性：同一の事業者が行う場合や関連性がある事業者が行う場合（同一の土地所有者・工事施行者が行う場合も該当する可能性があります）
- ② 物理的一体性：複数の盛土等が隣接又は近接する場合または同じ場所に盛土等が繰り返し行われる場合
- ③ 機能的一体性：事業的、計画的に同じ目的をもって複数の盛土等を行う場合
- ④ 時期的近接性：過去の造成行為と計画している造成行為が行われる時期が近い場合

3 許可を要しない工事

表3 許可を要しない工事

区分	具体的な内容
公共施設用地 (法第2条第1項第1号、政令第2条、省令第1条各項)	道路、公園、河川 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設、 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生するおそれがないと認められる工事 (法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、省令第8条第1項各号)	・ 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・ 鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事） ・ 採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・ 砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・ 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水排水施設の新設等）等 ・ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・ 土壌対策汚染法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ・ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・ 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・ 高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土（政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする厚さが30cmを超えないものを行う工事

	・政令第4条第1号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ・政令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積をする厚さが30cmを超えないもの ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの（※1）
みなし許可となる工事 （法第15条各項、法第34条各項）	・国または都道府県、指定都市もしくは中核市が行う宅地造成等に関する工事について、許可権者との協議が成立した工事 ・都市計画法第29条第1項、第2項の許可を受けて行われる工事
その他法の対象外となる行為	・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去及び表土の補充であってその前後の地盤面の差が30cmを超えないもの）（※2）

※1 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。

「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施行計画書その他の書類に土石の堆積場所として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱います（図4参照）。

※2 営農行為の範疇に含まれるか否かについては、当市農業委員会で確認してください（図4'参照）。

図4 工事の施行に付随して行われる土石の堆積

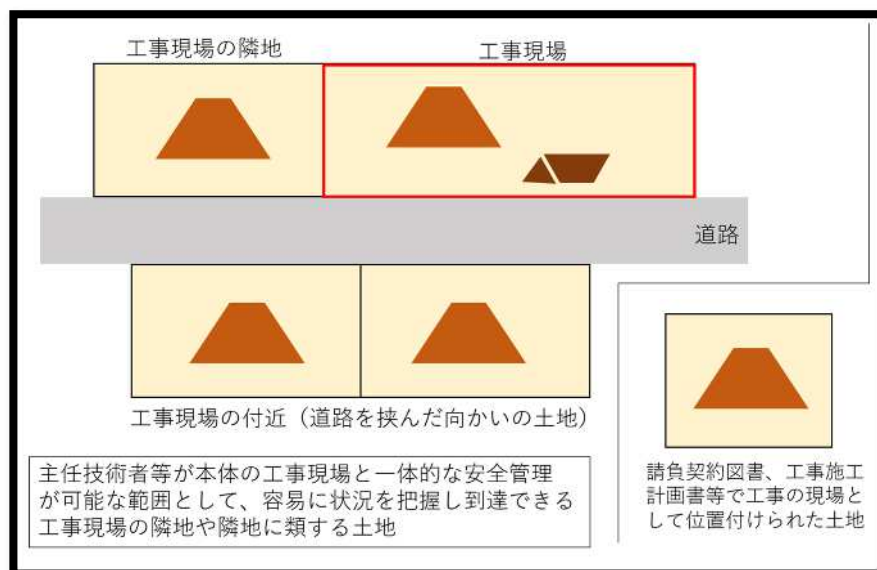
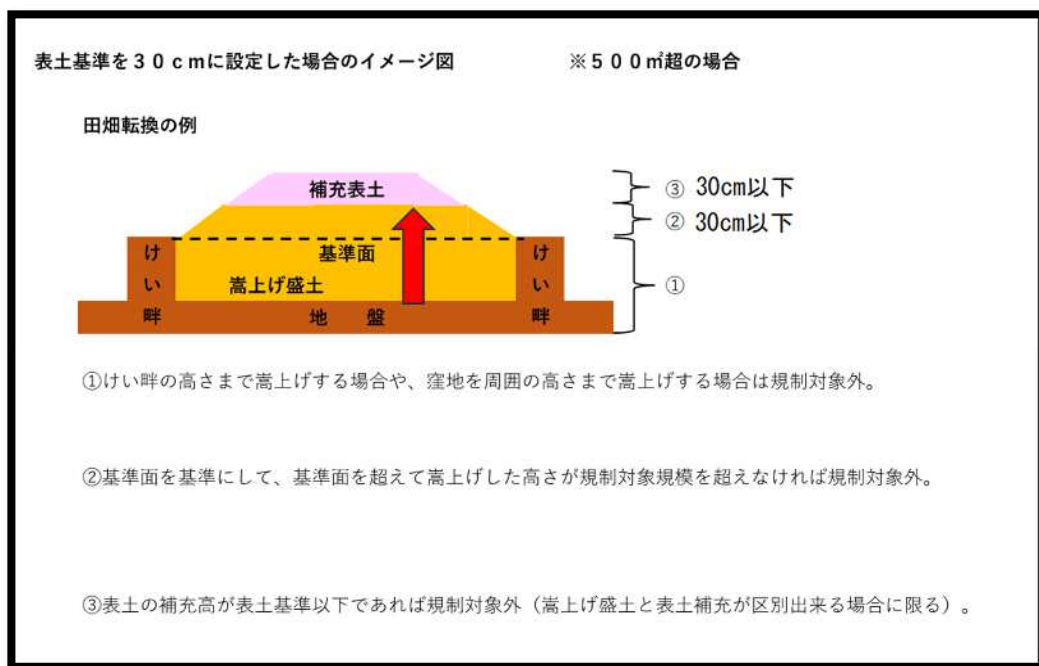


図 4' 通常の営農行為のイメージ



4 工事の技術的基準及び設計者の資格

4-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

表 4-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

技術的基準	政令	内容
地盤について講じる措置に関するもの	第 7 条第 1 項第 1 号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第 7 条第 1 項第 2 号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策（段切りその他の措置）について
	第 7 条第 2 項第 1 号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第 7 条第 2 項第 2 号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第 12 条各号の土地において、高さ 15m を超える盛土の地盤の安定の保持の確認（土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算）について
	第 7 条第 2 項第 3 号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策（地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置）について
擁壁の設置に関するもの	第 8 条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第 9 条～第 13 条	擁壁の構造について （鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造）
	第 17 条	国土交通大臣認定による特

		殊材料又は構法の擁壁について（※１）
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第 14 条第 1 項第 1 号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第 14 条第 1 項第 2 号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講じる措置に関するもの	第 15 条第 1 項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について（石張り、芝張り、モルタル吹付け等）
	第 15 条第 2 項	地表面（※２）の雨水その地表水からの侵食からの保護について（植栽、芝張り、板柵工等）
排水施設の設置に関するもの	第 16 条	排水施設の構造、機能について

※１ 国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省 HP で公表されています。

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

※２ 特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。（政令第 18 条）

４－２ 土石の堆積に関する工事の技術的基準

表 ４－２ 土石の堆積に関する工事の技術的基準

技術的基準	政令	内容
土石の堆積に伴い必要となる措置に関するもの	第 19 条第 1 項第 1 号	勾配の制限について（勾配 1/10 以下）
	第 19 条第 1 項第 2 号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第 19 条第 1 項第 3 号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第 19 条第 1 項第 4 号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第 19 条第 1 項第 5 号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第 19 条第 2 項	堆積した土石の周囲にその高

		さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第 19 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の適用除外について
--	--	---

4－3 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格

1. 資格を有する者の設計対象工事（法第 13 条第 2 項、政令第 21 条）

- ・高さが 5m を超える擁壁の設置
- ・盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m² を超える土地における排水施設の設置

2. 設計者資格（法第 13 条第 2 項、政令第 22 条、省令第 35 条、建設省告示第 1005 号）

上記 1 の工事については、下記の①から⑤のいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。

- ① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者
- ② 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限 3 年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 3 年以上の実務の経験を有する者
- ③ ②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者
- ④ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 7 年以上の実務の経験を有する者
- ⑤ 上記以外で主務大臣が政令第 22 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

5 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請

5-1 申請手続きの流れ

図5-1 申請手続きの流れ



5-2 許可申請書作成要領

許可申請に必要な書類は、以下のとおりです。

表5-2-1 許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
許可申請書			省令様式第2号 省令第7条第1項
位置図	1/10,000 以上	方位、道路及び目標となる地物	省令第7条第1項第1号
地形図（現況図）	1/2,500 以上	方位、土地の境界線（赤枠）、縮尺、地形、地盤高	等高線は2mの標高差を示すもの 省令第7条第1項第1号

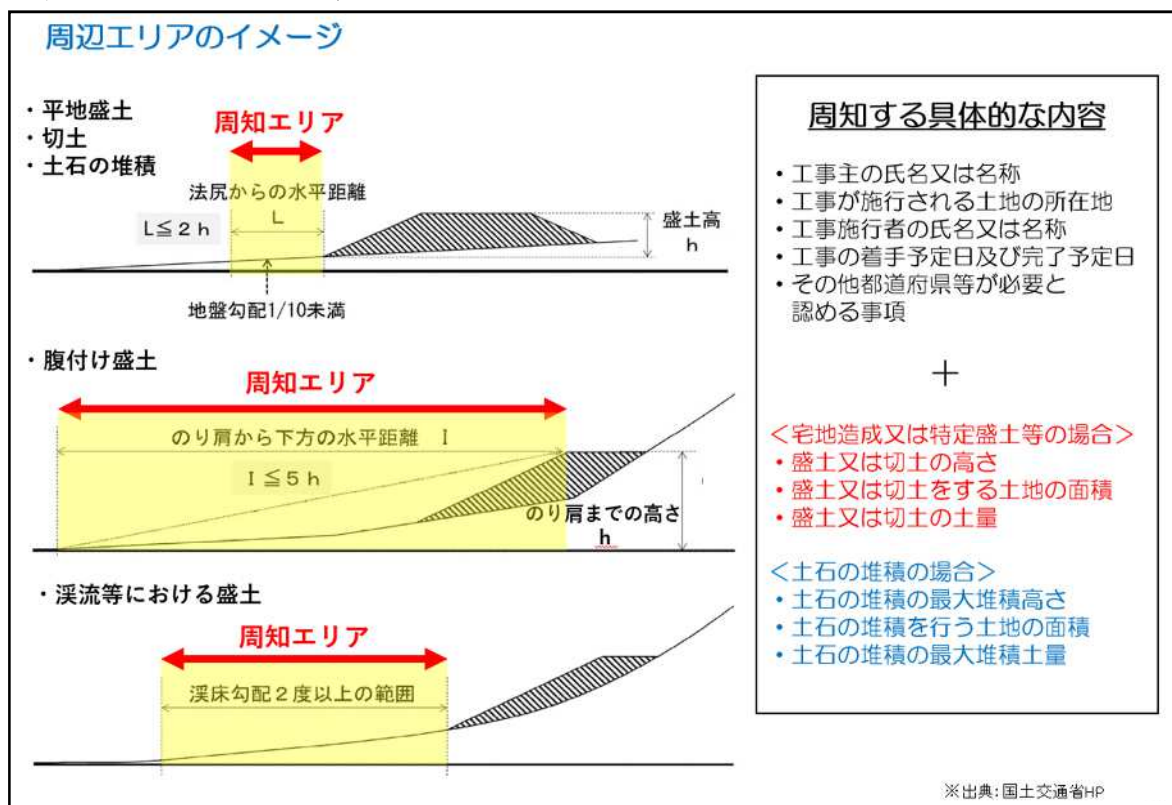
土地求積図		・土地利用面積（建築敷地面積等） ・造成面積	細則第3条第1項第5号 細則第3条第1項第6号
造成計画平面図	1/1,000 以上	・方位、申請区域の境界(赤枠)、切土(茶色)若しくは盛土(緑色)をする土地の部分及び各面積、擁壁、がけの位置及び擁壁の種類、擁壁の底版線、道路の位置・形状・幅員・（建築基準法上の）種類、縦横断線の位置と記号、地形、宅地の地盤高及び面積、宅地表面の仕上げ、関連する承認工事等の範囲	・定期報告の要否 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すこと 省令第7条第1項第1号
造成計画断面図	1/1,000 以上	・切土(茶色)又は盛土(緑色)をする前後の地盤面、擁壁、がけの位置、地盤高	省令第7条第1項第1号
排水施設計画平面図 (雨水)	1/500 以上	・排水施設の区域界及び排水施設の位置、種類、材料、形状、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称、排水施設の記号、集水系統ブロックの記号、設置する施設の新設・既設の旨	・造成面積が1,500㎡をこえる場合は原則として、流量計算書を添付すること 省令第7条第1項第1号
排水施設縦断図 (雨水)	1/500 以上	・マンホールの記号、種類、位置及び深さ、マンホール間の距離、排水渠勾配、管径、土被り、管底高、計画地盤高及び地盤高	細則第3条第1項第8号
排水施設構造図 (雨水)	1/50 以上	・構造詳細図（開渠、暗渠、落差工、マンホール、雨水桝、吐口、公共施設との接続部分(最終桝泥ダメ深さ・取付管管種口径)）	・終末処理施設を設置する場合は別に図書を添付すること 細則第3条第1項第8号
土量計算書		・切土、盛土別に土量を算定	細則第3条第1項第7号
崖の断面図	1/50 以上	・がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ）、切土又は盛土する前の地盤面及びがけ面の保護の方法	・擁壁で覆われるがけ面については、設計条件を示すこと 省令第7条第1項第1号
擁壁の断面図	1/50 以上	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類、寸法、裏込コンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、水抜き穴の寸法、間隔、基礎杭の位置、材料及び寸法、構造計算書又は大臣認定書・工場認定書の写し（名古屋市型は標準図）	・施行令第10条に定める<u>練積造の場合は構造計算書の添付は不要</u> 省令第7条第1項第1号
擁壁の背面図 (展開図)	1/50 以上	・擁壁の寸法及び見かけ高さ、水抜き穴の位置・材料及び内径、透水層の位置及び寸法、前面及び背面の地盤線及び高さ、根入れ深さ、目地の位置、折れ点の位置と角度及び隅角補強の有無	・基礎地盤の必要地耐力を確認する旨を記載すること 省令第7条第1項第1号

鉄筋コンクリート造 又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合の擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書			※鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を使用する場合のみ 省令第7条第1項第2号
安定計算書		土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算	※省令第12条第1号から第3号までに掲げる土地で、15mを超える盛土をする場合 省令第7条第1項第3号 ※省令第8条第1項第1号口の崖面を擁壁で覆わない場合 省令第7条第1項第4号
崖面崩壊防止施設の断面図	1/50 以上		省令第7条第1項第1号
崖面崩壊防止施設の背面図	1/50 以上		省令第7条第1項第1号
崖面防止施設の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書			細則第3条第1項第10号
大臣認定擁壁認定書及び計画条件が認定条件を満足していることが分かる書類			※大臣認定擁壁を使用する場合のみ 細則第3条第1項第9号
申請区域の土地の登記事項証明書			直近3か月以内のもの 細則第3条第1項第1号
土地の公図の写し		境界線赤枠明示	直近3か月以内のもの 細則第3条第1項第2号
設計資格に関する申告書及びそれを証する書類（卒業証明書、講習の修了証又は資格、免許等の写し		・ 施行令第22条に規定する経歴	造成面積が1,500㎡を超える土地において排水施設を設置する場合又は高さが5mを超える擁壁を設置する場合 市様式第7号 省令第7条第1項第5号

			細則第4条
(申請者が法人の場合) ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し			直近3か月以内のもの 省令第7条第1項第8号
(申請者が個人の場合) 住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し			住民票の場合、直近3か月以内のもの
工事主の資力及び信用を証する申告書			市様式第2号 細則第3条第4項第1号
直近1年間の納税証明書		法人税及び所得税並びに市県民税	細則第3条第4項第2号
役員等報告書			市様式第3号 細則第3条第4項第3号
資金計画書			省令様式第3号 省令第7条第1項第9号
(工事施行者が法人の場合) 登記事項証明書			直近3か月以内のもの 細則第3条第5項第2号
(工事施行者が個人の場合) 住民票の写し			直近3か月以内のもの 細則第3条第5項第2号
工事施行者の能力に関する申告書			市様式第6号 細則第3条第5項第1号
建設業法第3条第1項の許可を受けていることを証する書類			細則第3条第5項第3号
周辺住民周知報告書と周知方法別に以下の書類			市様式第9号 省令第7条第1項第11号 細則第6条
(説明会開催の場合) ・開催の周知範囲が			細則第6条第1号

分かる位置図 ・開催案内 ・議事録 ・説明会に用いた資料			
(書面配布の場合) ・配布範囲が分かる位置図 ・配布した書面			細則第6条第2号
(掲示及びインターネットによる場合) ・掲示場所が分かる位置図 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し			細則第6条第3号
施行同意書		工事区域内の土地について所有権、地上権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意	市様式第8号 細則第5条
法違反等がないことの誓約書			市様式第4号 細則第3条第4項第4号
暴力団等に該当しない旨の誓約書			市様式第5号 細則第3条第4項第5号
写真		土地及び周囲の状況を明らかにするもの	省令第7条第1項第6号
委任状		・代理人の資格	・申請の手続きを委任した場合に添付 ・正本のみに添付 ・市様式第18号 細則第14条、取扱要綱第14条
他法令による許可証等の写し		・承認工事、占用工事、砂防法、区画整理法等	

○住民への周知を行う範囲と周知内容について



○申請地の考え方

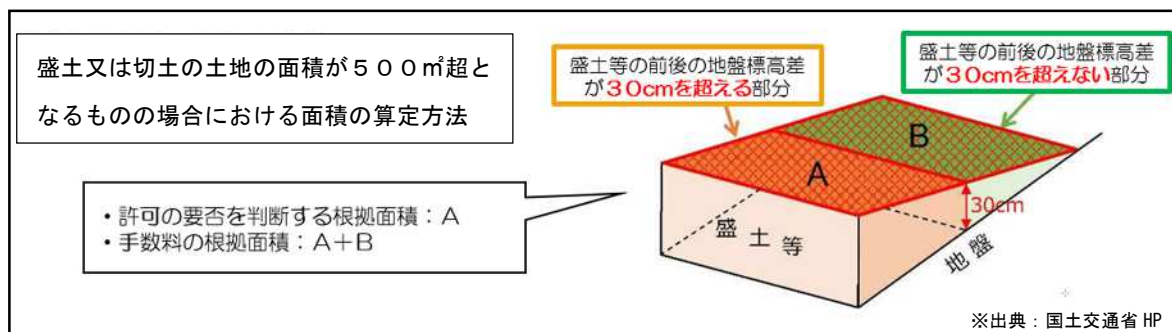


表 5-2-2 許可申請に必要な書類（土石の堆積に関する工事）

図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
許可申請書			省令様式第 4 号 省令第 7 条第 2 項
位置図	1/10,000 以上	方位、道路及び目標となる地物	省令第 7 条第 2 項第 1 号
地形図（現況図）	1/2,500 以上	方位、土地の境界線（赤枠）、縮尺、地形、地盤高	等高線は 2 m の標高差を示すもの 省令第 7 条第 2 項第 1 号

土地求積図		・造成面積及び土地利用面積（建築敷地面積）	細則第3条第2項
土地の平面図	1/500 以上	・方位、申請区域の境界(赤枠)、地盤高（現況）、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置と内容 【地盤勾配 1/10 超又は空地を確保できない場合】 堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置と内容	・定期報告の要否 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すこと ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。 省令第7条第2項第1号
土地の断面図	1/500 以上	土石の堆積をする前後の地盤面、最大地盤高さ	申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び最大面積、土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように作成すること。 省令第7条第2項第1号
構造計算書		措置の概要、構造計画、応力算定、断面算定	以下のいずれかの場合のみ ①土石の堆積を行う面を堅固な構造物で構築する（鋼板等を使用したものであって、勾配が 1/10 以下のものに限る。）、又は堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置する場合 省令第7条第2項第2号 ②堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合 省令第7条第2項第3号
申請区域の土地の登記事項証明書			直近3か月以内のもの 細則第3条第2項
土地の公図の写し		境界線赤枠明示	直近3か月以内のもの 写しの場合は写した者の記名のこと

			細則第3条第2項
(申請者が法人の場合) ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し			直近3か月以内のもの 省令第7条第2項第6号
(申請者が個人の場合) 住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し			住民票の場合、直近3か月以内のもの 省令第7条第2項第5号
工事主の資力及び信用を証する申告書			市様式第2号 細則第3条第2項
直近1年間の納税証明書		法人税及び所得税並びに市県民税	細則第3条第4項第2号
役員等報告書			市様式第3号 細則第3条第4項第3号
資金計画書			省令様式第5号 省令第7条第2項第7号
(工事施行者が法人の場合) 登記事項証明書			直近3か月以内のもの 細則第3条第5項第2号
(工事施行者が個人の場合) 住民票の写し			直近3か月以内のもの 細則第3条第5項第2号
工事施行者の能力に関する申告書			市様式第6号 細則第3条第5項第1号
建設業法第3条第1項の許可を受けていることを証する書類			細則第3条第5項第3号
周辺住民周知報告書と周知方法別に以下の書類			市様式第9号 省令第7条第2項第9号 細則第6条
(説明会開催の場合)			細則第6条第1号

・開催の周知範囲が分かる位置図 ・開催案内 ・議事録 ・説明会に用いた資料			
(書面配布の場合) ・配布範囲が分かる位置図 ・配布した書面			細則第6条第2号
(掲示及びインターネットによる場合) ・掲示場所が分かる位置図 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し			細則第6条第3号
施行同意書		工事区域内の土地について所有権、地上権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意	市様式第8号 抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物権に係る権利者の同意は不要 省令第7条第2項第8号
法違反等がないことの誓約書			市様式第4号 細則第3条第4項第4号
暴力団等に該当しない旨の誓約書			市様式第5号 細則第3条第4項第5号
写真		土地及び周囲の状況を明らかにするもの	省令第7条第2項第4号
委任状		・代理人の資格	・申請の手続きを委任した場合に添付 ・正本のみに添付 ・市様式第18号 細則第14条、取扱要綱第14条
他法令による許可証等の写し		・承認工事、占用工事、砂防法、区画整理法等	

5－3 変更許可申請及び軽微な変更について

5－3－1 変更許可申請

許可を受けた者は、宅地造成等に関する工事の計画を変更しようとするときは、変更許可申請書（正本１部、副本１部）を提出し、事前に市長の許可を受けなければなりません。（法第 16 条第 1 項）

表 5－3－1 変更許可申請に必要な書類

行為	提出書類	備考
宅地造成又は特定盛土等	省令様式第 7 申請書 省令第 7 条第 1 項各号で変更するもの	変更工事着手前に許可を受ける
土石の堆積	省令様式第 8 申請書 省令第 7 条第 2 項各号で変更するもの	

5－3－2 軽微な変更の届出（法第 16 条第 2 項）

許可を受けた者は、宅地造成等に関する工事について軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更の届出書を知事に提出しなければなりません。（法第 16 条第 2 項）
なお、軽微な変更に該当するものは表 5-3-2 のとおりです。

表 5－3－2 軽微な変更

行為	変更内容
宅地造成又は特定盛土等	工事主、設計者又は工事施工者の氏名、名称、住所の変更 工事着手予定年月日、工事完了予定年月日の変更
土石の堆積	工事主、設計者又は工事施工者の氏名、名称、住所の変更 工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう）の変更（変更後の予定期間が変更前の予定期間を超えないものに限る）

5－4 擁壁等に関する工事及び公共施設用地の転用の届出書作成要領

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域において、次の工事を行う場合、又は、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、それぞれ法第 21 条第 3 項又は第 40 条第 3 項等に基づき、次の要領で届出書を作成し、提出してください。ただし、法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可、法第 16 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の変更許可、第 16 条第 2 項又は第 35 条第 2 項の届出、及び都市計画法に基づく開発許可を受けたものは除きます。

表 5－4 届出書の規模

書類の名称	工事の内容	提出期日	様式	備考
届出書	次の全部又は一部の除却工事を行う場合 ①高さが 2m 超の擁壁又は崖面崩壊防止施設 ②地表水等を排除するための排水施設 ③地滑り抑止ぐい等	工事に着手する日の 14 日前まで	別記様式第 17 (省令第 55 条、省令第 85 条)	(法第 21 条第 3 項、法第 40 条第 3 項、政令第 26 条各項、政令第 34 条)
	公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合	転用した日から 14 日以内	別記様式第 18 (省令第 56 条、省令第 86 条)	(法第 21 条第 4 項、法第 40 条第 4 項)

5－5 規制区域の指定の際に施工中の工事の届出作成要領

盛土規制法に基づく規制区域の指定の際、当該規制区域内において行われている宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の工事主は、その指定があった日から 21 日以内に、届け出てください(法第 21 条第 1 項、省令第 52 条各項)

表 5－5 規制区域の指定の際に施工中の工事の届出に必要な書類

行為	必要書類	明示すべき事項	備考
宅地造成又は特定盛土等	届出書		省令様式第 15
	位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
	地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2 m の標高差を示すものとする。
	土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウ	

		ンドアンカーその他の土留の位置	
土石の堆積	届出書		省令様式第 16
	位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
	地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2 m の標高差を示すものとする。
	土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の堆積に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	

5－6 特定盛土等規制区域内における工事の届出作成要領

特定盛土等規制区域において、次の工事を行う場合は、それぞれ法第 27 条第 1 項に基づき、届出書を提出してください。ただし、第 30 条第 1 項の許可、第 35 条第 1 項の変更許可、第 35 条第 2 項の届出、及び都市計画法に基づく開発許可を受けたものは除きます。

表 5－6－1 届出書の対象規模

行為	対象規模
宅地造成又は 特定盛土等	①盛土で、高さが 1m を超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが 2m を超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが 1m 以下であっても、切土と合わせて高さが 2m を超える崖を生ずるもの ④①～③に該当しない盛土で、高さが 2m を超えるもの ⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が 500 m ² を超えるもの
土石の堆積	①高さが 2m を超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300 m ² を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 500 m ² を超えるもの

表 5－6－2 届出に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
届出書			省令様式第 19 号
位置図	1/10,000 以上	方位、道路及び目標となる地物	省令第 7 条第 1 項第 1 号
地形図（現況図）	1/2,500 以上	方位、土地の境界線（赤枠）、縮尺、地形、地盤高	等高線は 2 m の標高差を示すもの 省令第 7 条第 1 項第 1 号
造成計画平面図	1/1,000 以上	・方位、申請区域の境界（赤枠）、切土（茶色）若しくは盛土（緑色）をする土地の部分及び各面積、擁壁、がけの位置及び擁壁の種類、擁壁の底版線、道路の位置・形状・幅員・（建築基準法上の）種別、縦横断線の位置と記号、地形、宅地の地盤高及び面積、宅地表面の仕上げ、関連する承認工事等の範囲	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すこと 省令第 7 条第 1 項第 1 号
造成計画断面図	1/1,000 以上	・切土（茶色）又は盛土（緑色）をする前後の地盤面、擁壁、がけの位置、地盤高	省令第 7 条第 1 項第 1 号
排水施設計画平面図（雨水）	1/500 以上	・排水施設の区域界及び排水施設の位置、種類、材料、形状、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称、排水施設の記号、集水系統ブロックの記号、設置する施設の新設・既設の旨	・造成面積が 1,500 m ² をこえる場合は原則として、流量計算書を添付すること 省令第 7 条第 1 項第 1 号
崖の断面図	1/50 以上	・がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が 2 以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ）、切土又は盛土する前の地盤面及びがけ面の保護の方法	・擁壁で覆われるがけ面については、設計条件を示すこと 省令第 7 条第 1 項第 1 号
擁壁の断面図	1/50 以上	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類、寸法、裏込コンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、水抜き穴の寸法、間隔、基礎杭の位置、材料及び寸法、構造計算書又は大臣認定書・工場認定書の写し（名古屋市型は標準図）	・施行令第 10 条に定める <u>連續造の場合は構造計算書の添付は不要</u> 省令第 7 条第 1 項第 1 号
擁壁の背面図（展開図）	1/50 以上	・擁壁の寸法及び見かけ高さ、水抜き穴の位置・材料及び内径、透水層の位置及び寸法、前面及び背面の地盤線及び高さ、根入れ深さ、目地の位置、折れ点の位置と角度及び隅角補強の有無	・基礎地盤の必要地耐力を確認する旨を記載すること 省令第 7 条第 1 項第 1 号

崖面崩壊防止施設の断面図	1/50 以上		省令第7条第1項第1号
崖面崩壊防止施設の背面図	1/50 以上		省令第7条第1項第1号
（申請者が法人の場合） ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し			直近3か月以内のもの 省令第7条第1項第8号
（申請者が個人の場合） 住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し			住民票の場合、直近3か月以内のもの
写真		土地及び周囲の状況を明らかにするもの	省令第7条第1項第6号

表5-6-3 届出に必要な書類（土石の堆積に関する工事）

図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
届出書			省令様式第20号
位置図	1/10,000 以上	方位、道路及び目標となる地物	省令第7条第2項第1号
地形図（現況図）	1/2,500 以上	方位、土地の境界線（赤枠）、縮尺、地形、地盤高	等高線は2mの標高差を示すもの 省令第7条第2項第1号
土地の平面図	1/500 以上	・方位、申請区域の境界（赤枠）、地盤高（現況）、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置と内容 【地盤勾配1/10超又は空地を確保できない場合】 - 堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置と内容	・定期報告の要否 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すこと ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること

			と。 省令第7条第2項第1号
土地の断面図	1/500 以上	土石の堆積をする前後の地盤面、最大地盤高さ	申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び最大面積、土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように作成すること。 省令第7条第2項第1号
（申請者が法人の場合） ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し			直近3か月以内のもの 省令第7条第2項第6号
（申請者が個人の場合） 住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し			住民票の場合、直近3か月以内のもの 省令第7条第2項第5号
写真		土地及び周囲の状況を明らかにするもの	省令第7条第2項第4号

5-7 標準処理期間

行政手続法第6条の規定に基づき、次のとおり標準処理期間を定めています。

表5-7 標準処理期間

許可等の種類	根拠法令	標準処理期間（日）
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可	法第12条第1項	30
土石の堆積に関する工事の許可	法第12条第1項	14

- ※1 標準処理期間は、適正な申請を前提としているので、書類の不備等の是正を求めるための補正に要する期間は含まれません。
- ※2 適正な申請であっても、審査のために必要な資料等の提供等を求める場合、その応答があるまでの期間は含まれません。
- ※3 標準処理期間は、申請が提出されてから処分がされるまでの目安ですので、標準処理期間内に必ず処分がなされるとは限りません。

5－8 許可等申請手数料

許可申請時に必要な手数料は、表5－8－1又は表5－8－2のとおりです。

表5－8－1 宅地造成又は特定盛土等 手数料

盛土又は切土をする土地の面積	手数料
500 m ² 以内	17,000 円
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	28,000 円
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	40,000 円
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内	58,000 円
3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	69,000 円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	94,000 円
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内	149,000 円
20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内	226,000 円
40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内	360,000 円
70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内	510,000 円
100,000 m ² を超え	660,000 円

表5－8－2 土石の堆積 手数料

盛土又は切土をする土地の面積	手数料
500 m ² 以内	12,000 円
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	14,000 円
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	17,000 円
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内	20,000 円
3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	29,000 円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	32,000 円
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内	39,000 円
20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内	53,000 円
40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内	74,000 円
70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内	102,000 円
100,000 m ² を超え	132,000 円

※変更許可申請手数料は、次の（ア）、（イ）、（ウ）を合算した額とします。

（ア）工事の設計変更の場合は、土地の面積に応じ表5－8－1又は表5－8－2に規定する額の10分の1（（イ）のみの変更の場合を除く。土地の面積は、縮小を伴う場合は縮小後、追加を伴う場合は追加前の面積とする）

（イ）土地の追加に係る設計変更の場合は、追加される面積に応じ表5－8－1又は表5－8－2に規定する額

（ウ）その他の変更については、12,000円

※中間検査手数料：検査1件につき、4,000円

6 許可後における留意事項、検査・定期報告

6-1 許可後における留意事項

6-1-1 工事着手届の提出（細則第9条）

細則第9条に基づき、許可を受けた者は、当該工事に着手したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければいけません。細則様式第11号により、提出してください。

6-1-2 標識の掲示（法第49条）

工事着手にあたり、工事現場の見やすい場所に、当該工事に係る許可を受けている旨を表示するための標識を設置する必要があります。

図6-1-2 標識

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90センチメートル以上

{宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出}				済標識	
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名		見取図	
	2	許可番号	第 号		
	3	許可又は届出年月日	年 月 日		
	4	工事施行者の氏名			
	5	現場管理者の氏名			
	6	盛土又は切土の高さ	メートル		
	7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
	8	盛土又は切土の土量	盛土 立方メートル 切土 立方メートル		
	9	工事着手予定年月日	年 月 日		
	10	工事完了予定年月日	年 月 日		
	11	工事に係る関係者を受けるための工事関係者の連絡先			
	12	許可又は届出担当の都道府県都局名称連絡先			

50センチメートル以上

〔注意〕

- 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

土石の堆積に関する工事の標識

90センチメートル以上

土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識				
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名		見取図
	2	許可番号	第 号	
	3	許可又は届出年月日	年 月 日	
	4	工事施行者の氏名		
	5	現場管理者の氏名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	9	工事着手予定年月日	年 月 日	
	10	工事完了予定年月日	年 月 日	
	11	工事に係る関係者を受けるための工事関係者の連絡先		
	12	許可又は届出担当の都道府県都局名称連絡先		

50センチメートル以上

〔注意〕

- 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

6-2 検査・定期報告

6-2-1 中間検査（法第18条第1項）

中間検査は、施行後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土及び切土の安定性にかかわる重要な検査となります。中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施行工程に進むこととなります。

表 6-2-1 中間検査の対象規模等

行為	検査を要する規模	対象工程	申請書類	検査申請時期
宅地造成 又は特定盛土等	①盛土で高さ 2m 超の崖 ②切土で高さ 5m 超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ 5m 超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積 3,000 m ² 超（①～④を除く）	盛土前又は切土後の地盤面に暗渠排水管を配置する場合	省令様式第 13、検査対象を明示した平面図、検査対象の写真	暗渠排水管配置完了から 4 日以内

6-2-2 定期報告（法第19条第1項）

定期報告は、工事の進捗状況等について定期報告書を用いて報告を行うものです。定期報告の対象となる報告事項は、報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積の高さ、面積及び土量、並びに擁壁等（鋼矢板や構台等）に関する工事の進捗状況となります。なお、定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

表 6-2-2 定期報告の対象規模等

行為	報告を要する規模	報告事項	申請書類	報告の期間
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ 2m 超の崖 ②切土で高さ 5m 超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ 5m 超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積 3,000 m ² 超（①～④を除く）	報告時点における盛土、切土、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカー、その他の土留の施行状況	市様式第 10 号、盛土、切土をしている土地の写真、報告対象を明示した平面図	許可日から 3 か月ごと

土石の堆積	①堆積の高さ 5m 超かつ面積 1,500 m ² 超 ②堆積の面積 3,000 m ² 超	報告時点における土石の堆積の施行状況（空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び擁壁等の状況。なお、前回報告時点からの新たな堆積及び除却された土石の土量を含む）	市様式第 11 号、土石の堆積を行っている土地及びその周辺の写真	許可日から 3 か月ごと
-------	---	---	----------------------------------	--------------

6-2-3 完了検査（法第 17 条）

当該工事が開発事業等の許可の内容に適合していることを判定するため、表 6-2-3 のとおり、宅地造成又は特定盛土等の場合は完了検査、土石の堆積の場合は確認を実施します。

表 6-2-3 完了検査必要書類

行為	区分	申請書類	検査申請時期	添付書類
宅地造成又は特定盛土等	完了検査	省令様式第 9	工事完了から 4 日以内	着手前から完了までの施行状況がわかる一連の写真、不可視部の写真（中間検査、定期報告で提出済なら省略可）
土石の堆積	確認申請	省令様式第 11		

※盛土規制法施行前に中間検査として行っていた以下の項目についても、完了時に写真で提出してください。

表 6-2-3（参考）

工程	必要写真
練積み造の擁壁を設置する場合において、基礎を完了したとき	基礎床の深さ、基礎コンクリートの種類及び出来形寸法が設計内容と整合していることを撮影した写真
鉄筋コンクリート造の L 型等擁壁を設置する場合において、擁壁の配筋を完了するとき	鉄筋の種類、径、間隔及びかぶり厚さが設計内容と整合していることを撮影した写真

6－2－4 留意事項

検査等・定期報告は、工事の施行全般に対して効率的かつ確実に行い、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意する必要があります。

- 1) 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書（チェックシート等）を整備すること
- 2) 検査日等の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと
- 3) 検査等に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと
- 4) 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと
- 5) 堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないかを確認できること
- 6) 検査等・定期報告の結果、不適當な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること

開発・宅造工事許可擁壁施工管理チェックシート

Ver. 3.2

許可番号	岡崎市指令建字第 号		許可日	令和 年 月 日	
許可取得者			中間検査日	令和 年 月 日	

工事施行者 及び監理者	社名	※記入上の注意 ●各項目について、現場を確認し、適切に施工されていれば「OK」にチェック。 ●確認箇所の写真を撮影し、「写真撮影」にチェック。 ●不適切な施工であれば「NG」にチェックし、是正確認ができた後に「是正確認」にチェック。 ●是正箇所の写真を撮影し、「写真撮影」にチェック。									
	氏名										
	連絡先										

図面の照合 ●許可図面と現場で使用されている図面との照合を行う。	OK・NG	整合確認 (左欄の欄名に 確認済チェック)	安全管理	許可済標識設置 (工事着手時に確認)	OK・NG	是正 確認	写真 撮影	土砂の流出対策 (土のう設置等)	OK・NG	是正 確認	写真 撮影
		☐		崖の崩落対策 (ブルーシート養生等)	OK・NG	是正 確認	写真 撮影	その他 (道路清掃等)	OK・NG	是正 確認	写真 撮影

図面と現場の 照合	確認事項		擁壁タイプ①	是正 確認	写真 撮影	擁壁タイプ②	是正 確認	写真 撮影	擁壁タイプ③	是正 確認	写真 撮影	不整合箇所 中間検査指摘事項
	基礎 寸法	基礎砕石(厚/幅)	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
		コンクリート基礎	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
	止水コンクリート(厚/幅)		OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
	裏込め コンクリート幅	下端	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
		中段	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
		上端(天端Co)	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
	裏込め 砕石幅	下端	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
		中段	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
		上端	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
	隅角補強	補強寸法(幅/長さ)	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
		縦配筋(鉄筋径/t`ツ)	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
		横配筋(鉄筋径/t`ツ)	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
	擁壁高さ	全高さ(根入れ含む)	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
		勾配	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
目地	基礎部	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐		
	ブロック積部	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐		
水抜き穴(位置/数量)		OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐		
背面埋戻し	埋戻・転圧(巻出し厚/作業状況)		OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
地耐力の確認 状況と対応	確認方法	□SW □標準貫入 □平板載荷 □その他()										
	対応工事の要否	□要(□柱状改良 □表層改良 □その他()) □不要										

開発・宅造工事許可擁壁施工管理チェックシート

Ver. 3.0

許可番号	岡崎市指令建指第		号	許可日	令和		年	月	日
許可取得者				中間検査日	令和		年	月	日

工事施行者 及び監理者	社名	※記入上の注意 ●各項目について、現場を確認し、適切に施工されていれば「OK」にチェック。 ●確認箇所の写真を撮影し、「写真撮影」にチェック。 ●不適切な施工であれば「NG」にチェックし、是正確認ができた後に「是正確認」にチェック。 ●是正箇所の写真を撮影し、「写真撮影」にチェック。							
	氏名								
	連絡先								

図面の照合 ●許可図面と現場で使用されている図面との照合を行う。	OK・NG	整合確認 (大規模の場合に 確認済チェック)	安全管理	許可済標識設置 (工事着手時に確認)	OK・NG	是正 確認	写真 撮影	土砂の流出対策 (土のう設置等)	OK・NG	是正 確認	写真 撮影
		☐		崖の崩落対策 (ブルーシート養生等)	OK・NG	是正 確認	写真 撮影	その他 (道路清掃等)	OK・NG	是正 確認	写真 撮影

図面と現場の 照合	確認事項		擁壁タイプ①	是正 確認	写真 撮影	擁壁タイプ②	是正 確認	写真 撮影	擁壁タイプ③	是正 確認	写真 撮影	不整合箇所 中間検査指摘事項
	基礎 寸法	砕石(厚/幅)	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
		均しCo(厚/幅)	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
	配筋 状況 かぶり	底版上	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
		底版下	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
		縦壁前	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
		縦壁背	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
	配筋 状況 鉄筋径 ピッチ	底版上	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
		底版下	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
		底版(※隅角部の重なり)	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
		縦壁前	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
		縦壁背	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
	目地	縦壁	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
		底版	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
	躯体 (Co 打ち上がり 寸法)	底版幅	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
		底版厚	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
		縦壁高	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
		縦壁厚(下端)	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
		縦壁厚(上端)	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
		ハンチ(配筋/Co打ち上がり寸法)	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
		隅角補強(配筋/Co打ち上がり寸法)	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
		鉄筋継手(位置/重ね長さ)	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
		水抜き穴(位置/数量)	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
		止水コン・上部砕石層(厚/幅)	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
		透水層(マットor砕石(厚/幅))	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	
	背面埋戻し	埋戻・転圧(巻出し厚/作業状況)	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	OK・NG	☐	☐	

地耐力の確認 状況と対応	確認方法	☐ SW ☐ 標準貫入 ☐ 平板載荷 ☐ その他()	
	対応工事の要否	☐ 要(☐ 柱状改良 ☐ 表層改良 ☐ その他()) ☐ 不要	

7 手続き一覧

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請（法第 12 条第 1 項、法第 30 条第 1 項）のほか、必要に応じて次の手続きが必要となります。

表 7 手続き一覧

		手続きの種類	根拠法令等	様式
許可申請・届出	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可	法第 12 条第 1 項 法第 30 条第 1 項	省令様式第 2（省令第 7 条第 1 項又は第 63 条第 1 項）
		土石の堆積に関する工事の許可	法第 12 条第 1 項 法第 30 条第 1 項	省令様式第 4（省令第 7 条第 2 項又は第 63 条第 2 項）
		特定盛土等に関する工事の届出※	法第 27 条第 1 項	省令様式第 19（省令第 58 条第 1 項）
		土石の堆積に関する工事の届出※	法第 27 条第 1 項	省令様式第 20（省令第 58 条第 2 項）
	変更	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可	法第 16 条第 1 項 法第 35 条第 1 項	省令様式第 7（省令第 37 条第 1 項又は第 67 条第 1 項）
		土石の堆積に関する工事の変更許可	法第 16 条第 1 項 法第 35 条第 1 項	省令様式第 8（省令第 37 条第 2 項又は第 67 条第 2 項）
		宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出	法第 16 条第 2 項	市様式第 13 号（細則第 10 条）
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出※	法第 35 条第 2 項	市様式第 13 号（細則第 10 条）
		特定盛土等に関する工事の変更届出※	法第 28 条第 1 項	省令様式第 21（省令第 61 条第 1 項）
		土石の堆積に関する工事の変更届出※	法第 28 条第 1 項	省令様式第 22（省令第 61 条第 2 項）

標識の掲示		標識の掲示	法第 49 条	省令様式第 23 又は第 24（省令第 87 条第 1 項又は第 2 項）
工事等の届出	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出（宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の指定の際、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行っている場合）	法第 21 条第 1 項 法第 40 条第 1 項	省令様式第 15（省令第 52 条第 1 項又は第 82 条第 1 項）
		土石の堆積に関する工事の届出（宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の指定の際、土石の堆積に関する工事を行っている場合）	法第 21 条第 1 項 法第 40 条第 1 項	省令様式第 16（省令第 52 条第 3 項又は第 82 条第 2 項）
		擁壁等に関する工事の届出（高さ 2m 超の擁壁、排水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合）	法第 21 条第 3 項 法第 40 条第 3 項	省令様式第 17（省令第 55 条又は第 85 条）
		公共施設用地の転用の届出（公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合）	法第 21 条第 4 項 法第 40 条第 4 項	省令様式第 18（省令第 56 条又は第 86 条）
	変更	届出工事（法第 21 条第 3 項）の変更届出		
		届出工事（法第 40 条第 3 項）の変更届出※		
		工事の取下げ、取りやめ届出	細則第 11 条 細則第 12 条	市様式第 14 号 市様式第 15 号
中間検査		宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査	法第 18 条第 1 項 法第 37 条第 1 項	省令様式第 13（省令第 46 条又は第 76 条）
定期報告	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告		法第 19 条第 1 項	市様式第 10 号
	土石の堆積に関する工事の定期報告		法第 19 条第 1 項	市様式第 11 号
	特定盛土等に関する工事の定期報告※		法第 38 条第 1 項	市様式第 10 号
	土石の堆積に関する工事の定期報告※		法第 38 条第 1 項	市様式第 11 号
完了検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査		法第 17 条第 1 項 法第 36 条第 1 項	省令様式第 9（省令第 40 条又は第 70 条）
	土石の堆積に関する工事の確認		法第 17 条第 4 項 法第 36 条第 4 項	省令様式第 11（省令第 43 条又は第 73 条）

※：特定盛土等規制区域内の手続になります。

8 問い合わせ先

岡崎市役所 都市政策部 建築指導課 開発審査係

住所：岡崎市十王町二丁目 9 番地（岡崎市役所 西庁舎 1 階）

電話番号：0564-23-6253

F A X：0564-65-5566

E-mail:kenshi@city.okazaki.lg.jp